
国連海洋法条約とBBNJ

海洋遺伝資源利益配分に関する制度構想

濱本 正太郎

Hamamoto Shotaro

はじめに

国際連合総会は、2017年12月24日に採択した決議72/249により、「国連海洋法条約の下で (under) 国際法上の法的拘束力ある文書の条文を作成するため」、「政府間会議を招集することを決定」した。当該文書が扱うテーマは「国家管轄権を越える区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用」であり (決議1項)、具体的には、「2011年に合意されたパッケージ」、すなわち、①海洋遺伝資源 (利益配分を含む)、②区域型管理ツール (海洋保護区を含む)、③環境影響評価、④能力構築と海洋技術移転を「併せて全体として」扱うこととしている (同2項)。そして、政府間会議の手続き等を定める準備会合を2018年4月⁽¹⁾に、政府間会議の第1回会期⁽²⁾を9月にそれぞれ開催し、政府間会議はその後2020年前半まで半年ごと計4回の会期を開催することが決まっている (同3-4項)。

この問題については、すでに日本語文献だけでも相当な数の論考が詳細な検討を行っており、これまでの経緯や現行法 (特に国連海洋法条約) との関係については論じ尽くされている⁽³⁾。そこで、それらについては先行研究の参照を請うこととし、本稿では、「国家管轄権を越える区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用」について立法論としてどのような制度構築が考えられるか、上記4つの課題の第1である海洋遺伝資源 (の利益配分) について、ブレインストーミング的な構想を検討することを通じて今後考えるべき課題を洗い出してみたい。

なお、「国家管轄権を越える区域 (ABNJ: Areas Beyond National Jurisdiction)」で想定されているのは公海および深海底である。その区域における生物多様性はBBNJ (Biodiversity Beyond National Jurisdiction) と略称される。また、これから作成が検討される「国際法上の法的拘束力ある文書 (international legally binding instrument)」はILBIと略される。

1 海洋遺伝資源利益配分に関する構想——いくつかの提案

上記の国連総会決議72/249に至る準備委員会⁽⁴⁾やその前身のアドホック委員会⁽⁵⁾においては、抽象的あるいは断片的な議論はなされていたが、包括的な新制度構想が示されたことは、少なくとも公表されている資料をみる限り、ない。他方、学説をみると、注目に値する構想が示され始めている。もとより、これらは国家による提案ではなく、以下に示すアイデアが政府間会議で実際に検討されることになるかどうかはわからない。しかし、ABNJにお

る海洋遺伝資源の利用とそこから生じる利益配分に関して検討すべき事項を整理するためには、このような具体的構想を基に具体的に考えるほうが生産的である。

そのような具体的構想のひとつは、Eve Heafeyにより示されている。彼女は、早くも2014年の論文において、ILBI（あるいは他の何らかの条約）によって「特別の知的財産制度」を設立することを提案した⁽⁶⁾。その制度には、「寄託所」が設けられる。寄託所には、ABNJで入手された海洋遺伝資源に由来する特許や著作物のすべてが集められる。それにより、ABNJにおける海洋遺伝資源に関する情報へのアクセスが確保される。その一方で、寄託所は知的財産権の保障にも配慮する。寄託所に加えて、「ファンド」も設置される。ABNJにおける海洋遺伝資源に由来する製品を開発して商業化する場合、開発者はファンドにその商業化から得られる利益の一部を供出する。ファンドは、集めた資金をABNJにおける海洋遺伝資源の保護のために用いる。

他方、Arianna Broggiatoらは、直近の論文において、より詳細な構想を示している⁽⁷⁾。ABNJにおける海洋遺伝資源を現地で (*in situ*) 採取しようとする者は、ILBIにより設立される国際機構が管理するオンライン通知システムに当該採取につき通知を行なう。通知すべき事項は、調査主体・調査区域・調査時期・採取しようとする標本や遺伝資源（特定できる場合）である。通知の際には、遺伝資源が採取された場合のサンプルおよびデータ提供（非金銭的利益配分）の誓約、および、将来商品開発がなされる場合の金銭的利益配分の誓約も求められる。実際に採取された海洋遺伝資源サンプルと生データは、一般にアクセス可能な寄託機関⁽⁸⁾ およびデータベース⁽⁹⁾ で保存される。そして、当該海洋遺伝資源はConvention on Biological Diversity (CBD) アクセス・利益配分クリアリングハウス⁽¹⁰⁾ に登録され、独自の登録番号を付される。寄託された遺伝資源を利用しようとする者（＝遺伝資源の本来所在地外 [*ex situ*] での利用者）は、上記オンライン通知システムに利用申し込みを行なう。商品開発のための利用であれば、金銭的利益配分についての誓約を行なうことが求められる。遺伝資源から得られる情報への (*in silico*) アクセスを希望する者も、上記オンライン通知システムに申し込みを行なう。*Ex situ*あるいは*in silico*での研究のためにサンプル・データを利用する者も、金銭的・非金銭的利益配分の義務を受け入れることを誓約する。当該海洋遺伝資源を採取して登録した者は、研究成果公開まであるいは特許申請までの一定の期間、サンプルやデータを非公開にすることを求めることができ、その場合にはしかるべき対価を支払う。さらに、ABNJにおける海洋遺伝資源に由来する商品開発がなされて利益を生む場合、その利益の一定割合は上記国際機構に支払われる。このような仕組みの履行確保のため、登録されたデータを基にインターネット上の追跡システムを構築する。不遵守事例がみつかった場合、当該領域国に通知し、当該領域国は自国国内法に従ってしかるべき制裁（制度を適切に利用させるために必要な程度の制裁）を科す。

2 海洋遺伝資源利益配分制度構築のために必要なこと

以上の2つの提案を踏まえると、ILBIにより創設される制度は普遍的でなくてはならず(1)、利益配分のあり方は非金銭的なものが中心となるが(2)、金銭的利益の配分につい

でも一応想定しておくことは必要である ((3))。さらに、ある程度の履行確保制度も必要である ((4))。

(1) 普遍的制度の構築

同じ海洋遺伝資源であっても、名古屋議定書の場合 (=国家管轄圏内に存する遺伝資源の場合) は、管轄権を有する国と当該遺伝資源利用者の所在国との二国間関係の束として理解することができる。しかし、BBNJはまさにその国家管轄権「外」という性質上、普遍的な制度にならざるをえない⁽¹¹⁾。

(2) 非金銭的利益配分

遺伝資源から生じうる非金銭的利益の例は、2010年名古屋議定書附属書に例示されている⁽¹²⁾。ABNJにおける遺伝資源についても、同様の非金銭的利益が考えられる。たとえば、研究開発の成果の共有、製品開発への参加、技術移転のための能力強化などである。

当然ながら、上記のHeafey、Brogiatoいずれの構想も、誰かがABNJにおいて海洋遺伝資源を何らかの方法で採取し、それを科学的に分析・評価し、何らかのかたちで活用することを想定している。しかし、そのそれぞれの場面において、すべての国 (の科学者・開発者) が同じように活動できるわけではない。

まず、海洋遺伝資源の採取についてみれば、沿岸の浅い海であれば採取活動に特段のコストはかからないとしても、ABNJにおける調査・採取活動は必然的に費用がかかる。ある研究によれば、そのために必要な船を動かすだけで1日あたり最低2万5000米ドルがかかることである⁽¹³⁾。そこで、そのような費用を負担することができず、したがって自らは調査を行なうことができない国 (の科学者) が、採取された遺伝資源のサンプルや関連データにアクセスすることができる制度を構築する必要がある。

実は、これはそれほど困難なことではないと考えられている。ABNJにおける調査には費用がかかり、後述のように、そこで得られた遺伝資源に基づく商品の開発は容易ではない。とすると、必然的に、ABNJにおける調査は、何らかのかたちで公金に支えられることとなり、その場合は研究成果物・遺伝資源サンプル・データの公開が求められる⁽¹⁴⁾。また、公金に支えられているかどうかにかかわらず、学術研究の場合、研究成果の再現性を保証する必要から、研究において利用された遺伝資源が他の研究者によっても利用可能でなければならず、寄託等により利用可能性を確保することを論文掲載の条件とする学術誌は多い⁽¹⁵⁾。学術団体も、研究の効率的推進という立場からサンプルやデータの公開を求めることが多い⁽¹⁶⁾。このように、遺伝資源のサンプルやデータの公開はすでに進んでおり⁽¹⁷⁾、ILBIにより新たにサンプルやデータの公開を義務づけることに特段の抵抗も困難もないと予想される。

しかし、サンプルやデータの公開だけでは十分でない。サンプルやデータにアクセスできても、それを活用できなければ意味がないからである。データを分析する能力を有する研究者は先進国と一部の途上国に偏在しており⁽¹⁸⁾、教育と能力開発とを通じて遺伝資源データを活用することのできる研究者を多くの途上国においても育てていく必要がある。もっとも、このような能力開発についてもすでに国際的協力は実践されており⁽¹⁹⁾、ILBIにより義務づけることに対して特段の抵抗も困難もないと思われる。

(3) 金銭的利益配分

Heafey、Brogiatoいずれの構想も、金銭的利益配分に触れてはいるものの、詳論はしていない。これは、ABNJにおける遺伝資源を基に金銭的利益が生じることは、少なくとも近い将来の問題としてはありそうにない、という認識を踏まえてのことである。

海洋遺伝資源を基にして何らかの製品が商品化され、そこから莫大な利益が生じうる、ということは頻繁に語られており、現状のままでは一部の海洋科学先進諸国（の企業）にその利益を独占されてしまう、という懸念⁽²⁰⁾がBBNJをめぐる議論の発端のひとつであることは間違いない。しかしながら、現実には、ABNJにおける海洋遺伝資源を利用した商品開発はほとんど行なわれていない。海洋遺伝資源の商業的利用はすでに成果を上げつつあるが、そのほぼすべては領海あるいは排他的経済水域（EEZ）内でなされているのである⁽²¹⁾。もちろん、ABNJにおいて、領海あるいはEEZ内ではみつからない海洋遺伝資源が採取され、それを基に商業化が成功して多額の利益が生み出される可能性はないわけではない。また、ABNJにおける海洋遺伝資源に関する調査が次第に増えつつあることも確かである⁽²²⁾。しかし、少なくとも現時点においては、商業化による金銭的利益が生じるのは現実的な話ではない。

遺伝資源を基にした商品開発による金銭的利益の算定については、それがABNJで採取された遺伝資源であるかどうかにかかわらず、別の大きな問題がある。そのひとつは、時間的なものである。たとえば、手術不能または再発乳がんあるいは悪性軟部腫瘍の治療に用いられるハラヴェンは、海洋生物「クロイソカイメン」に存在するハリコンドリニンBという強い抗腫瘍活性をもつ天然物に由来する⁽²³⁾。1980年代に三浦半島の油壺で採取されたクロイソカイメンからハリコンドリニンBが単離され（初の成果論文は1985年刊）、その後研究・臨床開発が進められ、米国で2010年に、日本およびヨーロッパで2011年に、それぞれ抗悪性腫瘍剤として承認された⁽²⁴⁾。すなわち、単離成功から商品化まで25年かかっているのである。つまり、仮に類似の事例がABNJにおける海洋遺伝資源で生じる場合、金銭的利益配分が可能になるまで25年程度かかっても不思議ではないということであり、必ずしも近い将来の課題とは限らないことがわかる。また、商品化に長期間を要するという事は、商品化のためにそれだけ追加的コストが注ぎ込まれているということであり、商品化により得られた金銭的利益のどの程度を「ABNJにおける海洋遺伝資源から得られた利益」として利益配分の基準とすべきか、決定は容易でない。

このように、金銭的利益配分については、利益配分の基準決定という難問がある一方で、そもそもABNJにおける遺伝資源から何らかの商品化が予想可能な将来になされる現実的見込みは薄いことがわかる。であれば、ILBIにおいては、「金銭的利益配分については後日（たとえば発効から10年後に）再検討する」というかたちで問題を先送りする選択肢もあろう。

(4) 履行確保システム

深海底における鉱物資源掘削であれば、大規模な活動を長期にわたって継続することになるため、誰からも気付かれずに実施することは極めて困難と思われる。これに対し、ABNJにおける遺伝資源採取はそれほどまでの規模・期間を要せず、したがって発見も相対的に困難であり、届出制度を設けても抜け道だらけになる可能性がある。

しかし、実際のところ、この懸念は杞憂に終わりそうである。上に述べたように海洋遺伝資源の採取から商品化にたどり着く可能性は極めて低く、かつ長時間がかかる。したがって、in situの調査を行なう当初から具体的商品化計画が伴うことはおよそ考えられず、in situでの調査はその意味で純粹に科学的調査のみとなると考えられる。科学調査であれば、その成果を学術誌において公表する際に、上記のとおりかなりの情報公開が必要となり、サンプル採取の場所についても特定する必要に迫られる。したがって、当該サンプルがABNJであることはその過程で明らかにされるのである。

難しいのは、ABNJにおける海洋遺伝資源を基に商品化がなされる場合、当該海洋遺伝資源の利用を適切に追跡することである。Broggiatoらはその追跡が技術的には可能との前提に立っていると思われるが、現実には可能かどうか、科学的観点からの検証が必要となる。その追跡が現実には不可能となれば、金銭的利益配分の公平な実施は極めて困難とならざるをえない⁽²⁵⁾。

3 海洋遺伝資源利益配分制度構築のために必要でないこと

他方で、HeafeyやBroggiatoらによる具体的な制度構想を基に考えてみると、これまでに論じられてきたいくつかの問題が実はそれほど重要ではないことにも気付く。それは、人類の共同財産概念の適用可能性(1)および知的財産権をめぐるいくつかの問題(2)である。

(1) 人類の共同財産概念の適用可能性

ABNJにおける海洋遺伝資源に関する利益配分が議論され始めた当初より、発展途上国の多くはABNJにおける海洋遺伝資源は「人類の共同財産」であるとの主張を維持している⁽²⁶⁾。それに対し、先進国側は同概念の適用を否定してきている⁽²⁷⁾。そして、同概念の適用可能性は政府間会議での論点のひとつとされている⁽²⁸⁾。

しかし、ABNJにおける海洋遺伝資源が「人類の共同財産」を構成するかどうかは、利益配分の議論には必ずしも影響しない。それが「人類の共同財産」であるかどうかにかかわらず、利益配分制度を構築することは可能だからである。このことは、とりわけ非金銭的利益配分については、たとえば国連海洋法条約第14部の技術移転が「人類の共同財産」概念と結びつけられていないことを考えても、明らかである。金銭的利益配分についても、ABNJにおける海洋遺伝資源が「人類の共同財産」であるとしても、そこから生じる金銭的利益のすべてを「人類」のために供出しなければならないことにはならないし、「人類の共同財産」でないとしても、そこから生じる金銭的利益の一部を「人類」のために供出することが妨げられることはないため、やはり関係がない。

利益配分に関する制度設計にあたっての実践的問題は、すでに述べたとおり、金銭的利益配分制度を構築するにあたり、多大なコストを長期間にわたって投入して開発された商品について、そこから生じる利益のどの程度がABNJにおける海洋遺伝資源由来であるかの判断をいかにして行なうか、ということである。しかし、この問題も、当該海洋遺伝資源が「人類の共同財産」であるか否かとは何の関係もない。

ABNJにおける海洋遺伝資源を「人類の共同財産」と認めるかどうかにはイデオロギー闘

争的側面があるため、政府間会議でも議論され続けられると思われるが、少なくとも利益配分制度設計の技術的立場からみる限り、生産的な議論ではない。

(2) 知的財産権に関する問題

① 知的財産権を否定する必要性

国連海洋法条約第241条は、「海洋の科学的調査の活動は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張（any claim）の法的根拠も構成するものではない」と定める。ここから、海洋遺伝資源に関する知的財産権の設定は認められるか、との問題が生じる⁽²⁹⁾。

たしかに理論的には難しい問題ではあるが、ABNJにおける海洋遺伝資源との関連での利益配分制度構想に関する限り、実践的には意味のない議論である。上に示したHeafeyもBroggiatoらも知的財産権の設定を前提とする構想を示している。国連におけるこれまでの議論においても、途上国側から、「ILBIは、それらが海洋遺伝資源へのアクセスを制限する場合には、私有と知的財産権の行使とを禁止すべきである」⁽³⁰⁾との見解が示されるにとどまり、ABNJにおける海洋遺伝資源との関連での知的財産権を全否定する見解は管見の限り示されていない。

これは、議論されているのが利益配分であることを考えれば容易に理解できる。利益配分をしようとするれば、そもそも利益がなければ話にならないのである。利益が知的財産権の行使により生じるのであれば、それをどのように配分するかを考えればよい。したがって、先進国はもとより、発展途上国にも知的財産権を否定する動機は存在しない。

② 普遍的知的財産権制度の構築

国連におけるこれまでの議論の過程では、ABNJにおける海洋遺伝資源に関する知的財産法制度をILBIにより構築するというアイデアも示されていた⁽³¹⁾。たしかに、理論的には、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）や、世界知的所有権機関の政府間委員会における議論⁽³²⁾との整合性を図りつつ（場合によってはTRIPS協定の改正を前提に）、ILBIにおいて知的財産法制度を構築することは不可能ではない。しかし、ABNJにおける海洋遺伝資源に関する利益配分の観点からみると、その必要はないと考えられる。

TRIPS協定がボトムラインを定めているとはいえ、知的財産法制はもとより国内法ごとに異なっており、たとえば遺伝子そのものについて特許を認めるかどうかは国ごとに異なる⁽³³⁾。しかし、利益配分の観点からは、生じた利益を配分すれば足りるのであり、ABNJにおける海洋遺伝資源との関連で知的財産権が（ある国において）認められ、そこから利益が生じる場合には、その利益を配分すればよく、知的財産権が認められない国においても、他の何らかの経路で生じた利益があればそれを配分すればよい。したがって、ILBIによる統一的知的財産制度の構築は不要と考えられる⁽³⁴⁾。

おわりに

2018年9月から2020年前半まで4回開かれる政府間会議でどこまでのことが決定されるか、

そもそも何らかの決定がなされるのか、現時点では軽々に予想できない。しかし、何らかの合意に達するという政治的な意思があるのならば——それがあろうかどうかは政治的問題であって法的問題ではない——、抽象的議論を戦わせて、これから建てようとする建築物の完成予想図の美しさを競うよりも、個別具体的な問題について地道にレンガをひとつひとつ積み重ねて、実際に建てられるかどうかをその都度確かめていくほうが生産的と思われる。その際には、名古屋議定書の際の教訓を基に、実際に研究開発を行なう科学者や企業研究者との連携は不可欠となろう⁽³⁵⁾。

- (1) 準備会合の資料は、〈<https://www.un.org/bbnj/content/organizational-meeting>〉。
- (2) 第1回会合の資料は、〈<https://www.un.org/bbnj/content/first-substantive-session>〉。
- (3) 加々美康彦「国家管轄権外区域の海洋保護区」『国際法外交雑誌』117巻1号（2018年）、49ページ、佐保紀仁「『人類の共同の財産』概念の現在——BBNJ新協定交渉の準備委員会に至るまでのその意義の変容」『国際法外交雑誌』117巻1号、108ページ、兼原敦子「国家管轄外の海洋生物多様性に関する新協定——公海制度の発展の観点から」『日本海洋政策学会誌』6号（2016年）、4ページ、田中清久「国家管轄権外区域における海洋遺伝資源に関する科学調査から得られた情報の公表・頒布・移転——国連海洋法条約による規律の可能性と限界」『法経論集（愛知大学）』209号（2016年）、1ページ、西本健太郎「国家管轄外の区域における資源開発と海洋生物多様性保護問題」『論究ジュリスト』19号（2016年）、7ページ、石橋可奈美「公海における海洋環境保護のための新条約策定——『海洋保護区』の可能性を踏まえて」『東京外国語大学論集』90号（2015年）、1ページ、濱本正太郎「国家管轄権外における海洋生物多様性——その保全と利用」、柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践（小松一郎大使追悼）』、信山社、2015年、495ページ、本田悠介「国家管轄権外区域における遺伝資源へのアクセスと国連海洋法条約——新実施協定策定の動きを中心に」『日本海洋政策学会誌』4号（2014年）、44ページ、都留康子「国家管轄権外の生物多様性をめぐる制度間の相互作用——グローバル化時代の法と政治」、星野智編著『グローバル化と現代世界』、中央大学出版部、2014年、245ページ、田中則夫「第9章 国家管轄権の限界を超える海域における生物多様性保全の課題」、田中則夫『国際海洋法の現代的形成』、東信堂、2015年、305ページ〔初出、2012年〕。
- (4) 準備委員会の資料は、〈<http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom.htm>〉。
- (5) アドホック委員会の資料は、〈<http://www.un.org/Depts/los/biodiversityworkinggroup/biodiversityworkinggroup.htm>〉。
- (6) Eve Heafey, “Access and Benefit Sharing of Marine Genetic Resources from Areas beyond National Jurisdiction: Intellectual Property-Friend, Not Foe,” *Chicago Journal of International Law*, Vol. 14, 2014, pp. 493, 510, 518.
- (7) Artanna Broggiato et al., “*Mare Geneticum*: Balancing Governance of Marine Genetic Resources in International Waters,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 33, 2018, p. 3.
- (8) たとえば、独立行政法人製品評価技術基盤機構「生物遺伝資源の提供・寄託」〈<https://www.nite.go.jp/nbrcc/cultures/index.html>〉、理研バイオリソースセンター遺伝子材料開発室「寄託・譲渡申込み」〈<http://dna.brc.riken.jp/ja/kitaku>〉。
- (9) たとえば、DDBJ 〈<https://www.ddbj.nig.ac.jp/index.html>〉; EMBL-EBI 〈<https://www.ebi.ac.uk/>〉; GenBank 〈<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/genbank/>〉。
- (10) ABSCH 〈<https://absch.cbd.int/>〉。
- (11) See Natalie Y. Morris-Sharma, “Marine Genetic Resources in Areas beyond National Jurisdiction: Issues with, in and outside of UNCLOS,” *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 20, 2017, pp. 71, 93.
- (12) 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書、附属書2項。

- (13) Peyman Eghtesadi Araghi, et al., “Chapter 29. Use of Marine Genetic Resources,” *The First Global Integrated Marine Assessment: World Ocean Assessment I*, 2016 < http://www.un.org/depts/los/global_reporting/WOA_RegProcess.htm >, p. 6.
- (14) *OECD Principles and Guidelines for Access to Research Data from Public Funding*, 2007 < <http://www.oecd.org/science/sci-tech/38500813.pdf> >. 実例として、文部科学省科学研究費助成事業「新学術領域研究『学術研究支援基盤形成』」先進ゲノム支援、「5. 支援により得られたデータの公開、共有」< <https://www.genome-sci.jp/> >、National Science Foundation, *Sample and Data Policy of the Division of Ocean Sciences* < <https://www.nsf.gov/pubs/2011/nsf11060/nsf11060.pdf> >.
- (15) See e.g. Nature, “Availability of data, material and methods” < <https://www.nature.com/authors/policies/availability.html> >.
- (16) See e.g. InterRidge statement of commitment to responsible research practices at deep-sea hydrothermal vents < <https://www.interridge.org/firststatement> >.
- (17) Deep-Ocean Stewardship Initiative, *Deep-sea Marine Scientific Research and Genetic Resources in Areas beyond National Jurisdiction: Submission*, 22 March 2016 < http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom_files/DOSI.pdf >, p. 2.
- (18) Araghi et al., *supra* note 12, pp. 7–8.
- (19) たとえば、独立行政法人製品評価技術基盤機構「アジア諸国との協力体制の構築」< <https://www.nite.go.jp/nbrc/global/asia/index.html> >.
- (20) See e.g. Sophie Arnaud-Haond, et al., “Marine Biodiversity and Gene Patents,” *Science*, Vol. 331, 25 March 2011, p. 1521.
- (21) David Leary and S. Kim Juniper, “Addressing the Marine Genetic Resources Issue: Is the Debate Heading in the Wrong Direction?” in Clive H. Schofield et al., *The Limits of Maritime Jurisdiction*, Leiden: Nijhoff, 2014, pp. 769, 773–774. 北里大学感染制御研究機構「創薬研究プロジェクト」「海洋微生物からの創薬探索プロジェクト」< <https://www.kitasato-u.ac.jp/roics/pharmaceutical/index.html> > を参照。
- (22) Harriet Harden-Davies, “Deep-sea Genetic Resources: New Frontiers for Science and Stewardship in Areas Beyond National Jurisdiction,” *Deep-Sea Research II*, No. 137, 2017, pp. 504, 506.
- (23) エーザイ株式会社『統合報告書2017』< <https://www.eisai.co.jp/ir/library/annual/index.html> >、49ページ。
- (24) 医薬品インタビューフォーム『抗悪性腫瘍剤ハラヴェン静注1mg』（2016年2月改訂〔第5版〕）< https://medical.eisai.jp/products/di/IF/HAL_V_IF/HAL_V_IF.pdf >、1および62ページ。
- (25) その観点から金銭的利益配分システムの構築に悲観的な見解として、Valérie Wyssbrod, *L’exploitation des ressources génétiques marines hors juridiction nationale*, Leiden, Brill, 2017, p. 195.
- (26) See Group of 77 and China’s Written submission, 5 December 2016 < http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom_files/rolling_comp/Group_of_77_and_China.pdf >, p. 1. ただし、中国は、単独で提出した書面においては、ABNJにおける海洋遺伝資源はcommon heritage of mankind（「人类的共同继承财产」）であるとは言わず、common well-being of humankind（「人类共同福祉」）のために用いられるべし、と述べている。Written Submission of the Government of the People’s Republic of China.
- (27) See Iceland’s Written Submission, December 2016 < http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom_files/rolling_comp/Iceland.pdf >.
- (28) President’s Aid to Discussions, 25 June 2018, U.N. Doc. A/CONF.232/2018/3, 3.2.2 (ii) (a).
- (29) Nele Matz-Lück, “Article 241,” in Alexander Proelss ed., *United Nations Convention on the Law of the Sea*, München: Beck, 2017, pp. 1624, 1628–1630, MN 13–17; 田中清久、前掲注(3)、15–20ページ。
- (30) Submission of the Government of Jamaica on Access and Benefit Sharing Regime for Marine Genetic Resources in Areas Beyond National Jurisdiction, [December 2016] < http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom_files/rolling_comp/Jamaica-access_and_benefit_sharing.pdf >, p. 12.

- (31) Chair's Streamlined Non-paper, June [July?] 2017 <http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom_files/Chairs_streamlined_non-paper_to_delegations.pdf>, para. 75.
- (32) Intergovernmental Committee (IGC) <<http://www.wipo.int/tk/en/igc/>>.
- (33) 加藤浩「遺伝子の特許適格性に関する一考察」『知財ジャーナル（日本大学）』7号（2014年）、25ページ、井関涼子「遺伝子特許に関する米国連邦最高裁判決の意義」『ジュリスト』1461号（2013年）、72ページ。
- (34) 同様の理由により、ABNJにおける海洋遺伝資源の利益配分に関する限り、特許の要件として出所開示を求めることを各国に義務づけることも不要である。出所開示の問題については、田上麻衣子「遺伝資源及び伝統的知識の出所開示に関する一考察」『知的財産法政策学研究』Vol. 8（2005年）、59ページ参照。
- (35) 名古屋議定書（の交渉プロセス）への批判につき、以下を参照。日本生物工学会・日本農芸化学会「生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書」2015年2月18日 <<https://www.sbj.or.jp/wp-content/uploads/file/news/yoseisho150218.pdf>>、日本バイオ産業人会議・バイオインダストリー協会・日本製薬工業協会・日本漢方生薬製剤協会・日本種苗協会・日本化粧品工業連合会「生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書」2014年10月23日 <https://www.jba.or.jp/link_file/12/141030_nagoya_youseisho.pdf>。条約交渉者に科学的・商業的知見が欠けていることから、ABNJ由来の海洋遺伝資源に関する知的財産制度をIBLIにより構築することに否定的な見解として、Wysbrod, *supra* note 24, p. 195.

はまもと・しょうたろう 京都大学大学院教授
<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp>
hamamoto@law.kyoto-u.ac.jp